

徳島県アンサンブルコンテスト高等学校の部予選審査内規

第1条 この内規は、徳島県アンサンブルコンテスト実施規定第14条に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は3人とし、事務局長、第二事業部長により推薦された候補者の中から理事会で選任し、理事長が委嘱する。

第3条 判定員は、事務局長、第二事業部長がこれにあたる。
2 集計委員会は、第二事業部運営委員がこれにあたる。

第4条 審査員は演奏を「技術」と「表現」の2項目についてA～Eの5段階で評価する。
2 審査結果の集計は、理事長により委嘱された集計員がこれにあたり、次の数値に換算して集計する。
・ A 10点
・ B 8点
・ C 6点
・ D 4点
・ E 2点
3 評価が難しいときは中間点で評価することが出来る。

第5条 集計結果の処理は判定委員会が行う。
2 判定委員会は、集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差があるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞のグループ分けの原案を作成する。

第6条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、賞を決定する。

第7条 徳島県アンサンブルコンテストの代表の選出は、次のとおりとする。
(1) 第5条の各チームごとの評価の総得点の高位から順に代表を選出する。
(2) (1)で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査委員長の順位を優先する。
(3) 編成による県大会出場団体の配分は、出場チーム数による比例配分を原則とする。詳細は第二事業部会で決定する。

第8条 次の項目の違反の場合は、理事長が違反を確認した上で失格とし、審査の対象としない。
(1) 演奏時間の違反
(2) 演奏者の資格違反
(3) 出演時間に違反し、運営に支障を生じた場合
(4) 曲目・出演者数などによる違反

第9条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。

第10条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

平成27年4月18日 制定